

## 高知大学理工学部麻薬及び向精神薬取扱規則

平成 29 年 2 月 27 日  
規則 第 71 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学理工学部における研究用の麻薬及び向精神薬の取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(麻薬研究者)

第 2 条 「麻薬研究者」とは、学術研究のため、高知県知事の免許を受けて麻薬を使用、製剤又は製造する教員をいう。

(向精神薬研究者)

第 3 条 「向精神薬研究者」とは、学術研究のため、向精神薬を使用、製剤又は製造する教員をいう。

(学部長の責務)

第 4 条 学部長は、この規則に基づく麻薬及び向精神薬の取扱いに関し必要な措置を講ずるとともに、その事務を総括する。

(麻薬の保管)

第 5 条 麻薬は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、施錠した堅固な保管庫に保管しなければならない。

(麻薬の管理)

第 6 条 麻薬研究者は、帳簿により自己が使用する麻薬の管理を行わなければならない。

2 麻薬研究者は、滅失、盗収、所在不明その他の事故を防止するため、随時、帳簿により麻薬の使用量及び現在量の点検を行わなければならない。

(麻薬を使用した研究の終了等)

第 7 条 麻薬研究者は、麻薬を使用する研究を終了又は中止したときは、所有する麻薬について、次の各号に掲げる事項を、学部長に報告しなければならない。

- (1) 麻薬の品名及び数量
- (2) 麻薬の譲渡又は廃棄の方法
- (3) 麻薬及び締切りした帳簿の引渡時期

2 学部長は、前項の規定による報告があった場合は、法の規定に基づき高知県知事に届

け出なければならない。

3 学部長は、第1項第2号の規定により麻薬を廃棄しようとするときは、法の規定に基づき高知県知事に届け出なければならない。

(麻薬事故の報告)

第8条 麻薬研究者は、管理している麻薬について事故が生じたときは、直ちに学部長に報告するとともに、学部長は法の規定に基づき高知県知事に届け出なければならない。

(麻薬の年間報告)

第9条 麻薬研究者は、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に取り扱った麻薬について、毎年11月10日までに学部長に提出するとともに、学部長は法の規定に基づき高知県知事に届け出なければならない。

(麻薬研究者免許証に関する届出)

第10条 麻薬研究者は、免許証について次の各号に掲げる事態が生じたときは、7日以内に、学部長までその旨を報告するとともに、学部長は法の規定に基づき高知県知事に届け出なければならない。

- (1) 免許証の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 免許証が不必要になったとき。
- (3) 免許証をき損又は亡失したとき。

(向精神薬の保管)

第11条 向精神薬は、施錠した設備及び保管庫等に保管しなければならない。

(向精神薬の管理)

第12条 向精神薬研究者は、自己が使用する向精神薬の管理を行うとともに、法に基づき記録が必要な向精神薬について帳簿に記録しなければならない。

2 向精神薬研究者は、向精神薬に関する事故を防止するため、随時、向精神薬の使用量及び現在量の点検を行わなければならない。

(向精神薬事故の報告)

第13条 向精神薬研究者は、管理している向精神薬について事故が生じたときは、直ちに学部長に報告するとともに、学部長は、法の規定に基づき厚生労働大臣に届け出なければならない。

(向精神薬の年間報告)

第14条 向精神薬研究者は、前年中に取り扱った向精神薬についての向精神薬製造製剤業

者等年間届出書を、毎年2月10日までに学部長に提出するとともに、学部長は、法の規定に基づき厚生労働大臣に届け出なければならない。

(向精神薬試験研究施設の登録等)

第15条 向精神薬研究者は、向精神薬の取扱いを開始しようとするとき、又は中止及び終了したときは、向精神薬試験研究施設の登録、変更及び廃止に必要な書類を学部長に提出するとともに、学部長は、法の規定に基づき厚生労働大臣に届け出なければならない。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。